

陳 述 書

横浜地方裁判所第1民事部 御中

2022年 6月 17日

氏 名 土 屋 由 希 子 ⑩

目次

1、	はじめての議員体験.....	3
(1)	町会議員になるまで	3
(2)	議会への違和感	3
2、	町税等徴収対策強化特別委員会に関する事実	5
(1)	特別委員会に向けての質問準備	5
(2)	7月20日の特別委員会の経過	6
(3)	特別委員会正副委員長との話し合い	7
3、	令和2年9月定例会に関する事実	9
(1)	質問の事前通告	9
(2)	一般質問の状況	10
(3)	9月8日(火)のfacebook発信	10
4、	懲罰までの経過.....	11
(1)	9月7日議会運営委員会における議長の発言	11
(2)	9月18日議会運営委員会の経過.....	11
(3)	懲罰動議への対応.....	12
(4)	懲罰の議決.....	14
5、	懲罰処分の影響.....	15
(1)	奪われた発言の機会	15
(2)	祖父の心痛.....	16
(3)	「議会ゆがわら」が起こした風評	16
6、	町民からの問題提起とその成果.....	17
(1)	町民の立ち上がり	17
(2)	滞納者リストは配布されなくなった	18
(3)	滞納者リストについて聞こえてくる情報	18
7、	私の意見	19
(1)	私は、手順を踏んで問題提起をしてきました	19
(2)	「98条議決」などという主張は絵空事です	19
(3)	回収されていない滞納者リストの現状が心配です	20
(4)	最後にひとこと	20

1、 はじめての議員体験

(1) 町会議員になるまで

ア 私は、湯河原に生まれ、湯河原に育ち、大学進学を機に東京へ出て、芸能関係の職場で働き結婚し、二人の子に恵まれました。子どもを産んだことで政治に興味を持ち、子育てをしながら5年間子どもの虐待防止活動に従事しておりました。良い社会をつくる為には、まず子どもたちに優しい社会をつくらなければならないという信念のもと、子育て支援活動にも力を注ぎ、都議会や区議会に陳情書を出すなどの政治活動も経験しました。

子どもが小学校に上がるタイミングで、子育ては自然豊かな地元湯河原でしたいと思い、家族でUターン移住を決め、湯河原に帰ってきて3年が経ちます。

イ 自然豊かな地元の暮らしに期待を膨らませていたのも束の間、ふと湯河原町の政治に目を向けて見ると、なんと子どもに優しくない町だろうと色々な事が目に付く様になりました。小児医療費助成は小学生までで終わり、中学校給食はなく、出産できる場所がない町。議員の定数は14名の中、女性議員は共産党と公明党の議員のお二人だけ。二人とも現役の子育て当事者ではありませんでした。

ウ そんな中で子育て環境にもっと目を向けて欲しいと「ゆがわらママの会」を立ち上げ、仲間とともに町の議員や町長に子育て支援政策拡充の働きかけをして来ました。しかし、市民活動では時間がかかりすぎる事、男性社会の議会にはいくら働きかけても子育て当事者の声が響かないことに限界を感じ「誰かが議員になるしかない」という結論に至りました。

結局、「ゆがわらママの会」の発起人であり、一番精力的に活動をしていた私が立候補することとなりました。多くの「ママ友」たちの応援をいただき、町内全地区会館で座談会を開催し、駅前演説をし、数種類のビラを配布するなど、今まで湯河原町ではどの候補者も行ってこなかった様な活動を展開しました。

エ その結果、私ははじめて立候補した2020年3月15日の湯河原町議会議員選挙で、トップ当選を果たす事ができました。500票が当選ラインと言われる町議会議員選挙で、2位との差を300票近くあける1374票の支持が得られたという結果は、今までの停滞化した町議会を若い女性の目線を変えて欲しい、湯河原が変わるかもしれない、という期待を示すものと受け止めました。

(2) 議会への違和感

ア 選挙の時から様々な方より「議会に入ったらまずいじめられる」と言われていましたので、覚悟はしておりましたが、町会議員になってみると、はじめからび

つくりすることばかりでした。

当選して初めての臨時議会、令和2年4月9日（木）の本会議に上程された一般会計補正予算（第一号）は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策事業として、「お座敷券」という宴席に芸妓さんをお呼ぶ際に使用できるプレミアム補助券の予算付けを含む議案でした。

この本会議の二日前の4月7日（火）には、政府が歴史上初の緊急事態宣言を発出し、3密（密閉、密集、密接）と飲食の席を避けるよう連日報道がされていました。その様な大変な時期に、宴席で遊ぶ補助券の予算付けをする感覚に酷く驚きました。私は議員として、この様な時期につけるべき予算ではないと質疑、反対討論をいたしました。結果は新人の4人のみが反対し、賛成多数で可決されました。

イ この様な議案が提案され、可決されてしまった事に私は仰天したのですが、町や議会側は、新人の私が質問や反対討論をし、他の新人も共に反対と表明したことの方に仰天したようです。

町長が定期的に配信をしている町のメールマガジン「町長の湯ったりトーク」の第285号（令和2年4月15日配信）で町長が、コロナ対策の内容に触れた後、末尾で次の様に結んでいたのです。「今、町議会においては、臨時議会が招集されております。これは先月町議会一般選挙が行なわれ、それに伴って、このタイミングでの議会となります。本議会に町緊急経済対策を実施する為の補正予算を議案として提出したところ、お陰様で賛同を頂きましたが、賛成9票、反対4票。反対の4票は全て新人議員さんでした事をお伝えして、今回の湯ったりトークといたします。4月9日執筆」

町民の多くが登録する町の公式メールマガジンで、この様に、理由も書かずにただ新人議員が町の「緊急経済対策に反対した」事を強調する嫌味な文章は、私の支援者の間で「最低」の評価を得ました。

ウ この4月臨時会後に、湯河原町議会では5月の臨時会が行われました。4月臨時会の前は、議案に関する質問を事前に行政側職員が丁寧に答えてくださっていたのですが、「お座敷券」に反対した一件以来、私が議案に対する質問をすると「それは事前審議にあたる」ということを職員が口々に言いだし、どこの課も、一切質問に答えてくれなくなってしまいました。

他議会と比較しても、湯河原町の議案資料は説明が明らかに少ないので、事前に説明の補足をして貰う必要があります。そもそも、議案に関する議員の事前質

問に答えることを拒否する行政があるなんて信じられない、と他議会の議員に言われました。

議案に反対すると、あらゆる手段で圧力がかかってくる、とんでもない世界に足を踏み入れてしまったと思い、前途多難だと感じました。

2、 町税等徴収対策強化特別委員会に関する事実

(1) 特別委員会に向けての質問準備

ア 議員になって私は町税等徴収対策特別委員会に入りました。

4月9日(木)に開かれた初めての委員会は正副議長の互選に関するみの議題でしたが、いよいよ中身の議論が行われる7月20日(月)の委員会が迫る一週間前の7月12日(日)に元湯河原町役場職員から連絡をいただきました。内容は「7月の徴収対策強化特別委員会の情報が欲しいならばお教えしたい。現役の湯河原町役場職員からは土屋に期待をしているという声も聞いている」という事でしたので、早速5日後の17日(金)に面会いたしました。その際に、特別委員会で議員が指摘すべき事についてアドバイスなどをいただいた他、「秘密会では滞納者の個人情報リストが配布される」、という事をお聞きしました。

私はびっくりして、「なぜそんなことをしているのか？」と尋ねると、「副町長(露木高信氏)がそれをするのが大好きなのです」との回答。滞納者リストを議員に配布する事で議員や議員の周りの支援者に対しての圧力をかける事が目的だという見解でした。例えば、議員の中にも過去滞納をしている方がいるかもしれない、本人でなくても本当に近い身内や、本人を応援する支援者や利害関係者、そういった議員本人も含めた周辺の関係性に滞納者がいれば、それを秘密会の中で共有する事で容易に圧力になるという事なのです。湯河原町の様な小さな町は、名前や住所を見るだけで「どこどこの何々さん」というその方の素性はパッとわかってしまう狭い関係性の町です。ましてや各議員の近い人物と言えば、選挙期間中は敵同士「あの人はあの候補を応援しているらしい」なんて事は周知の事実で、知られてしまえば胸の内に弱みを握られてしまう様なものです。露木高信氏はそういった議員の弱みを握る事で議会内のイニシアティブをとろうとしていたのかもしれない。

イ 元職員の説明は、私が選挙運動中にあちらこちらで聞いた話とも符合するものでした。それは「〇〇議員は滞納しているからけしからん」といったものでした。私を応援する意味で言ってくれている言葉なのだとは思いましたが、なぜ「議員

が滞納している」という情報を町の人が多くが知っているのか、とても気味の悪い思いをしたのです。

滞納者リストを議員全員に共有するという事が、滞納している議員や、議員の近い支援者で滞納している方に圧力をかけることが目的で行われ、その際一般の町民の滞納者も「巻き添え」にされ、しかもその滞納情報が町民の噂話として広まっているとしたら、とても看過できない問題だと思いました。

ウ 元職員氏は「職員は違法だという事を認識している。しかし副町長の命令とあっては逆らえない。これ以上職員に不法行為をさせないで欲しい」といいました。職員から問題提起しても聞いてもらえないのだとすれば、これを是正させるのは、やはり議員の仕事だと思いました。おそらく元職員氏は、私なら付度なしにストレートに問題提起ができると思って連絡をくれたのだらうと思い、この問題を解決するべく動こうと決意しました。

(2) 7月20日の特別委員会の経過

ア 特別委員会当日は、秘密会に入ってしまうと議事録が公開されないと考えたのでまずは秘密会に入る前になぜ個人情報リストを配る必要があるのか、黒塗りではダメなのか、地方税法の守秘義務違反に当たらないのかといった問題提起をしました。結局個人情報を共有する為の納得できる理由は示されず、「前例にない」「今までもそうだった(10年ぐらいやっている)」「秘密会で共有するのであれば大丈夫」といった説明があり、しつこく聞いておりましたが98条検査権の行使であるといった様な説明は一切ありませんでした。その時、当時の露木副町長からは「過去松野満議員が町民(身内)から税の相談を受け徴収(対策室)と滞納整理をした。だから議員も知っていていいんじゃないかということ。」「実際に行政側の徴収についてはプラス側に行っている」「身内とかの相談でうまく徴収が行く」「見たくない人は出ていってもらってやるしかない」との発言があったので、では共有した事がどういうふうな経緯でうまくいっているのかと質問すると、「秘密会で話したことなのでここではしゃべれない」「あくまで参考だが、どうしても開示の必要がある場合は秘密会で開示ができる」といった説明がありました。私は、秘密会の中身に入らないと理由がわからないというのであれば、その場ではそれ以上理由を聞く事ができませんので、秘密会の開催には賛成いたしました。

イ しかし、秘密会の中で滞納者リストが全員に配布された後も、委員からいくつ

かの質問はあったものの、個人情報に触れた質問は一つもありませんでした。また、滞納者リストを配布した理由も、秘密会の議事に個人情報が必要な理由の説明もされず、結果的に個人情報が必要だったとは到底思えませんでした。さらに、リストの取り扱いに関しては、村瀬議長は後に9月7日の一般質問の際、「秘密会の議事」の内容だと言っていました。リストを回収するかしらないか、ということが7月20日の秘密会の議事の内容となった事実はなく、秘密会の中で資料を使用した質疑が行われた後に事務局からリストの取り扱いに関しては議員個人が管理する、若しくは事務局で預かるといった説明がなされただけでした。

委員会終了後、配布された滞納者リストを議員が各々に持参し委員会室を出て行きました。私は一旦、滞納者リストを委員会室の下の階にある会派室に持ち帰り、鍵のかかるロッカーに入れたものの、やはり自身で管理している事が恐ろしくなり、議会事務局に返却をしました。同様に熊谷議員、渡辺議員も議会事務局に返却をした様でした。その他の議員がリストをどうしたのかは私は知りません。

ウ 滞納者リストを議員に配布した理由の説明がなかったことに納得できなかった私は、秘密会終了後、議会事務局長の常盤一郎氏にこの滞納者リストの取り扱いはやはり問題だと思うが問題提起のためにはどのような段取りをしたらよいのかを尋ねると、まずは正副委員長に相談してみてもどうかと言われました。そのため、その後正副委員長とお話をする機会を設けていただきました。

(3) 特別委員会正副委員長との話し合い

ア 8月5日に議会運営委員会が開催されたので、終了後に時間を取っていただき特別委員会の正副委員長と話し合いをさせていただきました。協議会室で、議会事務局長も同席の元、原田洋委員長と松井一寿副委員長、私の4名で30分程の話し合いでした。録音の許可もいただき、その時の音声は録音させていただいております。

イ 話し合いではまず秘密会を終えた上で、「やはり滞納者リストを共有しなければならぬ内容なのかが疑問であり納得いかない」という事をお伝えし、正副委員長の見解をお伺いしたいと話を切り出しました。

松井副委員長はリストを共有する様になった過去の経緯を「色々調べていくと平成12年頃まで遡る。平成12年の総務文教委員会で一定額以上の滞納者一覧を出してほしいと当時の松野満議員の発言から議会側より要請があったのが恐らく始め。松野満議員が非常に熱心に税の滞納の事に取り組んでいた。」とし、リストを共有する理由を「平成28年に松野満議員に教わったのは、議員の方が（行政側

より) 町の状況を良く知っているわけで、金額の大小とかではなく、(滞納している) あの方がこういった状況なんだから、なぜもっと徴収をしっかりとやらないんだ、とか秘密会の中で言える」「個人的には滞納繰越が多く、時効の管理がしっかりとされていない中で、リストを見る事で時効の管理がされていない事が明らかに読み取ることができ、指摘ができた」と述べ、「(行政側に) 正副委員長の判断で従前通りリストを出してください (と打診した)」「これからも徴収対策室がしっかりとやっているのか、というのがリストを出していただかないと我々の責任を果たすことができないというのが僕の想い」「そこに名前とか住所とかまでが必要なものは皆さんのご意見もあるとは思うんですけども」と述べました。

ウ 私は「しかし時代が変わっている。個人情報の扱いも厳しくなっている中で他自治体でも滞納者情報が洩れて逮捕者が出た事などもニュースになっている、自分も色々と調べた中で滞納者の個人情報を本人の同意なく提示する事はよっぽどの理由が無ければアウトだと総務省も見解を述べているので気を付けた方が良いのでは」とお伝えしました。

原田委員長は「経済が低迷していく中で、現富田町長の公約のひとつとして滞納を減らすと約束をしたので、議員もそれを本気にならないとダメだという事で委員会を作り (個人情報共有を為すに) 秘密会を開く様になった」のだと述べました。

この様に「よっぽどの理由がなければ個人情報を共有することはできないのでは」と御伝えしても、98条検査権の話は一切でて来ませんでした。また、示された理由も「よっぽど」のものとは到底思えないものでした。

さらに「滞納情報が噂で回ってくるわけで、それが気になるのです」とお伝えすると原田議員からは「それはあの家にはよく職員が訪ねているとかそういった事でもわかる」と説明され、松井議員からは「これから町民の方より役場の不適切な徴収方法のご相談等も受けると思うが、そういった時に例のもの (滞納者リスト) を活用する方法もある」とリストを持ち帰っている事が前提での発言がありました。

エ 最後に原田議員から「まかり間違っても、『払ってくださいよ』という様な徴収業務を、議員がする必要はなく、そこは間違っただけいけない、秘密を守る事。」と念押しをされ、松井議員からは「我々も今まで出してもらうのが当然だと思っていたが、どこまでそれが必要なのか (考えなければならない)。力石参事とも大丈夫なのか相談してみたい」といった見直す考えの発言もありました。私から

も、特別委員会の在り方や、法的な問題点にも疑問があるという様な問題提起もさせていただいた上、その場は散会となりました。その後、原田議員からお電話でご連絡があり、この話し合いで出た内容をなぞった様なお話が再度ありました。この正副委員長との面談で「滞納者リストを求める理由」という説明を一応は聞くことができたのですが、理由の主たる部分は数年前からやっていたという前例踏襲であり、議員が行政側へ滞納者の状況を報告するという事も滞納者リストを議員全員に配布する十分な理由にはなるとは思えませんでした。

ただ、この話し合いにより、「議会が求めるべきではないのでは」、という点については正副委員長に対する問題提起はできたと思いました。しかし、私は、仮に議会が求めたとしても、町民の個人情報をやすやすと議会に提供する行政側の体質を正したいと考え、この問題を次の定例会の一般質問で取り上げる事にしました。

3、 令和2年9月定例会に関する事実

(1) 質問の事前通告

ア 私が一般質問で取り上げた内容は

「1、湯河原町のコンプライアンスに関して」、と

「2、湯河原町役場職員の職場環境に関して」、でした。

この大項目1の中で、「滞納者の名簿の共有が行なわれているが、個人情報保護の観点で問題がないとお考えか」、という通告を出しました。

通告を出すにあたっては一応、議会事務局長の常盤氏に、名簿の共有がなされているのは秘密会の内容ではないという事を確認する為に「名簿が出されているのは秘密会の内容ではないですよ？」と言うと、常盤氏は「議事録にも載っていますのでそれは秘密会の内容ではありません」と答えられましたので、名簿の共有をされている点についての質問は問題ないと確認し、通告を出しました。

イ この通告に関しては通告締切日の8月24日(月)に議会事務局から電話があり、常盤氏から「議長が少し話があるという事です」と電話口で議長に代わり、「名簿の質問について、一般質問は議会側ではなく行政側への質問だが、そこはちゃんとわかっているのか」といった事を言われました。

議長は、私が議会への質問をするのではないかという懸念をお持ちの様でした。新人議員ではありますが、一般質問は議会への質問ではなく行政側への質問であることは勿論わかっておりましたので、「はい、わかっております。大丈夫です。」とお伝えして電話は終わりました。

(2) 一般質問の状況

ア そして、一般質問当日9月7日(月)です。最初に私から通告通りの質問文読み上げがあり、その後に全ての質問に対して町長が答弁をします。そして、その後はその答弁を受けて私からの再質問です。

私が再質問の中で、「滞納者リストを回収していない」と発言した後に議長が質問を遮りました。「回収をしていない」というのは秘密会の議事の内容なので、それを削除しないと懲罰を受ける事になると言い出したのです。

イ 私は驚きました。先に書いた通り、7月20日の特別委員会の秘密会の中では、リストの取り扱いに関し、回収するかしないかという議論も、議決もしていません。それにもかかわらず議長は、「リストを回収していないという内容につきましては、秘密会の中で決めていることでございます」と発言しました。

そもそも、滞納者リストが共有されているのは秘密会の議事ではないのに、なぜ「回収されていない」事が秘密会の議事なのでしょう。また、滞納者リストを配布するか否かというのは正副委員長が決めているのに、回収するかしないかというリストの取り扱いは特別委員会が決めるなどという説明も理解に苦しみます。

ウ 「リストを回収しないということは秘密会で決めた」というのは事実には反しますが、「秘密会の内容」と言えば確かめようがないと考えて、議長は嘘をついている、と思いました。しかし議長は、「リストが回収されていない」という事実を私が指摘することは懲罰の対象になると言い、その取り消しを申し出るよう指示しました。「発言を取り消せば質問の続行を認める」と言う議長の言葉は、「取り消さなければ質問の続行を認めない」という意味に受け取りました。

エ 私は、限られた質問の機会を確保する必要があったので、「それは、削除していただいて結構です」と発言したうえで、滞納者リストについては、「議会がリストを共有すること」自体の問題に限って質問を続行し、引き続いて、通告済みのもう一つの質問事項である「役場職員の職場環境について」の再質問を行いました。再質問の具体的内容は、①職場におけるパワーハラスメントの問題、②時間外手当の支払い状況、③心身の故障による休職者に対するフォローの問題、の3点でした。

(3) 9月8日(火)のfacebook発信

ア 「滞納者リストを回収していない」という事実が「秘密会の議事」だと決めつけられてしまった事は、到底納得できるような事ではありませんでした。なぜな

ら滞納者リストを回収していないという問題自体が、今後一切闇に葬られてしまう恐れがあるからです。

議員に滞納者リストを配布している事自体も大変な問題ではありますが、それを回収していないのはさらに問題です。これを隠蔽されてしまったら、私が最も行政側に改善して欲しかった事への取り組みが全くできなくなってしまいます。

イ すると一般質問の翌日である9月8日（火）、神奈川新聞の社会面に私の一般質問に関連した記事が載りました。そこにはハッキリと「議会に町税滞納者名簿、湯河原町特別委提供後、回収せず」という見出しの下に、

「湯河原町が町税滞納者の名簿を町議会の特別委員会に提供し回収していないことが7日、分かった」、「9月7日現在も回収されていないという。」と書いてありました。私は、これでこの問題を「なかった事」にされずに済むと思いホッとしました。新聞報道になったら、それは公知の事実といえるので、私は早速その記事の内容を引用する形で、普段活用している facebook に私の一般質問の内容を投稿しました。

4、 懲罰までの経過

(1) 9月7日議会運営委員会における議長の発言

ア 話を前日に戻します。定例会の終了後、議会運営委員会が急遽開催され、私の一般質問中の発言が問題にされました。その際村瀬議長は、「一般質問を円滑に進めるために『修正してくれればいい』と言ったが、本来であれば、他の議員の皆さん、懲罰の動議をかけていただいた方がよかったんじゃないか、そういったところもぜひ、この議会運営委員会でご協議いただければと思う」と発言しました。

イ つまり、議長の方から懲罰動議の提出を促したわけです。結局その議会運営委員会の場では、その「協議」はおこなわれませんでした。議長の期待通り、5人の議員から後日私に関する懲罰動議が提出されることとなります。

(2) 9月18日議会運営委員会の経過

ア 9月18日の議会運営委員会では、まず村瀬議長から、7日の議会運営委員会における議長自身の発言に関する「削除のお願い」がされました。

議長は「土屋由希子議員の一般質問の内容が、秘密会に触れているのではないかという趣旨をお話しさせていただいた際に、私自身が確認のために発言した内容が、秘密会に触れる可能性がある」と私自身が判断させていただきましたので、

発言の削除をお願いしたいということでございます。」と切り出しました。

イ 前述（２の（２）のイ）のとおり、「滞納者名簿が回収されていない」という事実はそもそも「秘密会の議事」ではない、と私は認識していましたので、議長のように勝手に決めつけられては困ると思い、何度も、一生懸命に「私が話した内容は秘密会の議事ではない」という事を主張いたしました。しかし委員長には取り合ってもらえず「いま話しているのは議長が発言した部分が秘密会に抵触すると思われるので、議長が取り消させてくださいという申し出です」と言われ、「あとのことはまた別のことですか」という私の質問には「別の話です」と言われて押し切られました。

ウ その後、今度は富田町長から議長宛に送られてきた、「土屋由希子議員への注意」という文章が読み上げられました。内容は私が一般質問で発言した内容が職員の守秘義務違反に抵触する可能性があるから注意するように、という趣旨でした。富田町長自身も議運に出席しており、「元職員からの情報」という前提で議員が質問すれば、「行政側としては、元職員が守秘義務を犯したのではないか」という問題が発生してしまう」、「そういった表現がなければ、犯人捜しもするつもりもありません」などと、申入れの趣旨を説明しました。

勤務条件が遵守されているかどうか「職務上知り得た秘密」として取り扱われることには驚きました。また、私に情報を提供する現・元職員がいれば、地方公務員法違反の「犯人」として追及すると言わんばかりの脅しには、あきれてしまいました。

エ 町長文書の件が処理された後、「私の懲罰に関しては、いつ何か、動きはあるんでしょうか」と私が尋ねたのに対して、村瀬議長から、「この委員会が開催される直前に、５名の方より連名で、土屋由希子議員に対する懲罰動議が提出されました」との発言があり、その動議がこの日の本会議の日程として追加されることが決まりました。

（３） 懲罰動議への対応

ア 懲罰動議が出されてからは、勿論初めてのことでしたので、議会事務局長に今後の段取りをお聞きしました。懲罰特別委員会が設置され、そこで懲罰の内容が話し合われる事、私は懲罰の当事者である為その場には出席できない事、そして懲罰がもし決まれば、戒告、陳謝、出席停止、除名のいずれかになるという事、委員長が認めれば弁明の機会が与えられる事、などです。

イ 私はすぐに弁明の準備をはじめました。私が発言した内容は秘密会の議事では

ない、そもそも、私が発言したことは町民の個人情報を守る為の発言であり、誰にとっても何の不利益もない発言であることを主張する為です。

懲罰動議が出てから、私を応援してくださっている皆さんは私以上に怒り、嘆いてくださいました。「土屋さんは何も間違った事をしていないのに、なぜ懲罰を受けなければならないのか」また、懲罰動議が出た事を地元の新聞報道で知った方からは「大丈夫なのか？」と心配するお声をたくさんいただきました。その中で、7月にお会いした元役場職員から、「過去の議事録に名簿が回収されていない事が明記されている」との連絡をいただきました。

早速調べてみると、確かに2015年7月17日の議事録には、秘密会の直後に当時の徴収対策課長である川口かやみ氏が、「本日お配りしました、こちらの資料につきましては、冒頭、副委員長の方から、各自で保管ということをお願いいたしました。ご自宅に持って帰ることや保管が難しい方につきましては、そのまま置いておいていただければ、当課の方で保管いたします。」と発言したことが記録されています。やはり、滞納者リストの取り扱いは秘密でも何でもなく、過去の議事録にも公然と載っているものなのだという事が見付き、私は弁明の中でこの事も援用する事にいたしました。

ウ 懲罰特別委員会の善本委員長に弁明の機会を付与できるが弁明をするかどうかと聞かれた際に、二つ返事で弁明をすとお応えしました。議長室に呼ばれ、懲罰特別委員会の善本委員長と山本副委員長、議会事務局長が同席の上で2015年7月17日の議事録の川口かやみ氏が資料の取り扱いに関して説明している部分の議事録を印刷したものを提示し「こちらにリストの取り扱いに関する発言が載っており、弁明の際に皆さんにこの資料を配布させていただきたい」と申し出ました。その際に、そもそも過去の議事録に載っている事がなぜ秘密の内容なのかという説明もさせていただきました。

しかし、善本委員長からは「資料の配布は構わないが、しかし、これは過去の事だから」と言われて唖然としました。善本委員長は、議事録に載っている事は過去の事だから、今回のリストの取り扱いは秘密なのだという事を言っている様でした。なぜ、過去に秘密ではなかった上に、7月20日の秘密会の中でも全く言及されなかった事が、突然「秘密会の議事」になってしまうのか、理解に苦しみました。しかし、私は懲罰特別委員会の他議員の良識を信じ、今一度、なぜリストの取り扱いが秘密なのかという事を訴える為、弁明をさせていただきました。

(4) 懲罰の議決

ア しかし結果は、弁明も虚しく私は陳謝の懲罰となりました。しかも陳謝文は議会が作った陳謝文で、その陳謝文をただ議場で読まされるというのです。陳謝文を読み上げることは自分の信念に反する「踏み絵」を強制される様なものだと思います。

議長が私の一般質問の際に「滞納者リストが回収されていない事は秘密会の議事だ」と事実を曲げる発言した事を皮切りに、町議会は、思考停止をしたまま暴走列車の様に進み続けている様でした。

いくら私が自分の正当性を訴えても、耳を傾ける意思も余裕もなく、懲罰動議が出た時から結果は決まっている様でした。

イ 「陳謝文はどうしても読まなければならないのか」陳謝の懲罰になりそうだという事を支援してくれている仲間たちに報告すると、皆、憤り、嘆き悲しんでくれました。町を良くしようと奮闘しても、おかしな理屈がまかり通り、暴力的とも言える多数決の力で散々意見を潰されてきました。この懲罰動議はその最たるものだと思え、自分の無力感とその悪意渦巻く雰囲気胸焼けし、食事も喉を通らず、緊張感で夜も寝られない日々が続きました。

多くの町民の応援の声があっても、議会では私一人。その圧力に耐えられず、ついに観念して陳謝文を読んでしまおうとさえ思いました。読んでしまえばこの苦しみから解放されるかもしれない。服従してしまえば楽になれるかもしれないと頭の中でぐるぐると考えを巡らせ、毎日毎日悩みました。

ウ 「議場で陳謝文を破り捨ててしまえば良い」「当日議場に行かない事はできないのか？」支援者からは様々な声が届きました。その中で、お世話になっている弁護士から電話があり「あなたの主張は一貫させておくべきだ。あなたが陳謝をするべきだと思っていないのであれば、陳謝する必要はない」と言われ、やはり議場内で嘘をつくことは私が今まで大切にしてきたものを無駄にしてしまうと思ひ、陳謝拒否をする事にしました。

エ 前日に議会事務局に電話をして、常盤氏に「もし、陳謝を拒否したらどうなりますか」と尋ねると、常盤氏が戸惑いながら「また新たな懲罰が出ると思います」と答えました。これから私が陳謝拒否をする事でまた何が起こるのだろう、また議会から責められるのではないか、また嫌な思いをするであろうという緊張感は極限でしたが、本当に湯河原町を良い方向に進ませる為にはここで負けてしまっ

てはいけないと決意しました。ただ陳謝拒否をするのでは理由が明確にできない

為、陳謝を拒否するにあたってどうして拒否をするのかという理由も述べようと思いました。

オ そして令和2年9月29日（火）、懲罰特別委員会の委員長報告があり、賛成多数で議決され、私の陳謝の懲罰が決まりました。席上に配布された陳謝文は、私が今までの人生で見た事も聞いたこともない様な言葉も使われており、当たり前ではありますが、とても自分自身の言葉とは思えないものでした。文面の中には「罪」「過ち」「犯した」という言葉が使われ、自分が町民の為に信念をもって活動が続けてきた行動が一気にこの様な悪の要素とでも言われている様な内容になっている事にとってもショックで、元々嘘がつけない自分の性格上、口に出すことも憚られるものでした。

陳謝文の「発信をしてしまいました」という文章に、私は「してしまった」のではなく、自らしたんだ！と。「二度と同じ過ちを犯すことのないよう」という文章に、過ちなど犯していない！と。「町民の代表にふさわしい活動を行うよう自身の行動を改めてまいる所存」という文章に、私は議員になって6か月間、誰にも負けなくらい町民の代表にふさわしい行動に努めてきたんだ！と叫びたくなる様な衝動にかられるものでした。「陳謝をする」という事そのものにも全く納得がいかないだけでなく、私ではない誰かが作った陳謝の言葉を議場で読まされるとは、見せしめや辱める目的以外の何物でもないと思いました。議長の指示で議場に登壇いたしました。私は用意をしていた陳謝拒否の文を読み始めましたが、「陳謝文だけを読むように」と議長に制され、そのまま室伏寿美夫議員と室伏重孝議員から休憩動議が出されて席上に返され議場は暫時休憩となりました。

しばらくの休憩の間、また懲罰動議が出され、懲罰特別委員会が設置され、弁明の機会が与えられたため、議場で読むつもりであった陳謝拒否の理由を弁明として述べました。議会は午後1時に再開され、私は出席停止1日の懲罰を科され、そのまま議長により退席を命じられたので午後の議会開始10分ほどで議場を退出いたしました。

5、 懲罰処分の影響

(1) 奪われた発言の機会

令和2年9月29日の午後の議会で出席停止1日の懲罰処分になった事で、私は予定していた決算に対する反対討論が出来ませんでした。その反対討論は約2500万円の税金を使用した道の駅整備事業がとん挫したという町民にとっても大変重

要な事案です。議長に予め使用許可をとって用意していた反対討論用の資料用スケッチブックも無駄になりました。この決算は長年多くの町民が関心を向けていた湯河原町初の道の駅整備事業に関する反対討論で、町民からは「道の駅整備事業はどうなったのか」というお声を多数いただいていた。その説明責任と決算に対する賛否表明は町民にとっては大変貴重な場です。私自身もこの案件については数十ページに渡る行政文書公開請求を予めしており、経緯を全て議事録から抽出し、調査費や設計にかかった税金も調べ上げた上で臨んでいました。反対討論は、町の予算の使い道を正す機会になるはずでした。それが、この出席停止処分によってできなかった事は多くの町民の不利益となりました。

(2) 祖父の心痛

懲罰処分はシェア率の高い地元紙である、相豆新聞や湯河原新聞で大々的に広報され、私を応援してくださった町民の皆さまには大変な心配をさせてしまいました。懲罰という異様な雰囲気の出來事に、応援して下さった皆さんは直接私には聞けず、母や近しい支援者に「大丈夫なのか？」と電話をしてきたそうです。

その当時96歳だった祖父は私が選挙に出た事を随分喜んでくれていましたので、母は祖父に心配をかけまいと、私の懲罰の報道の記事は目につかない様に新聞の束から抜いていました。しかし、どこから知ったのか、脳梗塞をやり、喋ることもままならない祖父がやっと口にしたのが「お前はなんで議会で孤立しているんだ」という言葉でした。例え自分が辛い思いをしても、町の未来の為に議員になろうと覚悟を持って入った世界でしたが、こんなに近しい身内の祖父にまで心配をさせてしまい、胸がいっぱいになってなぜこんな状態になっているのかさえうまく説明ができず、自分は何をやっているのだろうか、これで本当に町が良くなっていくのだろうかと落ち込みました。昨年亡くなった祖父と、最後に交わした会話がこの会話でありました。

(3) 「議会ゆがわら」が起こした風評

ア 議会ゆがわらで懲罰特集が生まれ、でかでかと掲載された署名入りの陳謝文を見て、多くの方は「土屋が悪い事をして懲罰をされ、謝った」と認識された様でした。知人は私が陳謝文を読んでいないという事実をお伝えすると、「読んでないのにここに掲載してあるの!？」と仰天し、議会事務局に意見を言ってくれました。それ以外にも、議会ゆがわらを読んだ町民の方々はいつもと違う紙面の割き方に違和感を覚え、議会事務局に電話や手紙でお声が届けられたそうです。(後に情報公開請求にて議会が受けた意見を取り寄せました。)

イ その中でも、匿名の男性から電話で「今回発行された議会だよりを見て、土屋由希子議員をリコールすることはできないのか？」という意見も寄せられたという事が、議会の資料に残っていました。わかってはいましたが、やはり地元紙や議会ゆがわらだけの情報を見れば、私は秘密を洩らした悪い議員だと思われてしまうのです。多くの町民に信託を受け、期待をいただいた選挙の結果が一転、私はリコールしなければならない悪い議員になってしまったのです。

支援者の一人はこの議会ゆがわらを見た知人に「なぜあんな議員を応援しているのか」となじられ悔しい思いをしたと言われました。私が何を言われても、私が対処すれば良い話ですが、私を支援してくださった仲間たちにも、辛い思いをさせてしまったかと思うと、本当に悲しくなりました。

ウ 今でも、私の発信するSNSに対して良い反応をすると、町内団体から圧力を受けるなどの対応が続いている様です。ある日、私と連絡を取っていた支援者のママ友からの連絡が突然途絶えてしまった事がありました。心配になってしばらくしてからそれとなく事情を聞くと、町から補助金をもらっている団体の役員だった旦那さんが、上司から「お前の嫁が、土屋由希子のSNSに良い反応をしている、何事か」と圧力をかけられ、旦那さんから今すぐ土屋由希子のSNSのフォローを外せと言われたそうです。ママ友はそれに悩んでしまい、げっそりと痩せてしまっていました。私が悪い議員として広報された事で、私ではなく私を応援している方に圧力がかかり、迷惑をかけ、湯河原町と関係のある団体の関係者は表だって私を応援できなくなってしまったのです。

エ 私の支援者が私の周りから離れて行き、それだけでなく悩ませてしまった事に憤りを通り越して、申し訳ない気持ちと、期待を裏切ってしまった事に落胆しました。私のSNSは監視され、私を応援する方々に対する圧力も酷くなっていったのです。湯河原町を良くしたい、湯河原町に貢献したい、町民の為に働きたいと思って議員になったのに、私は何もできなくなってしまい、自分が議員である意味を見失ってしまいました。

6、 町民からの問題提起とその成果

(1) 町民の立ち上がり

ア 令和2年11月には、滞納者リスト問題を発端として設立された「ゆがわら町民オンブズマン」から、議会や町に滞納者リストの配布の取りやめを求めて陳情書が提出されました。それに対する町や議会の反応は、秘密会の内容であるから

と答えられないという様な回答で、まともに取り合っているとは言えないものでした。また、町議会に出された 153 名に及ぶ署名を付した陳情書も机上配布されたにとどまりました。

イ しかし、報道や私が発行したレポートなどで湯河原町民が話題にしている事をうけてか、令和 2 年 12 月 3 日には、町税等徴収対策特別委員会が開かれた後に、委員会で各委員への意思を確認し、今後は個人情報部分を黒塗りにするという事で改善をする事を決定いたしました。原田委員長は新聞の取材に対し「(個人情報の問題は) 今回初めて言われ、気がついた。受け止めて改革する。他の市町を参考にする」と答えており、個人情報の取り扱いに関しては町議会は今までの慣例を見直したのです。

(2) 滞納者リストは配布されなくなった

ア 実際に、令和 3 年 7 月に行われた町税等徴収対策強化特別委員会では滞納者リストは提出されず、秘密会も開催されませんでした。あれほどまでに必要だと主張していた秘密会も、滞納者リストも、あっけなく無くなったのです。仮に(町側が主張している) 98 条検査権を行使してまで開示させていた滞納者リストなのであれば、その後も堂々と滞納者リストを出せば良いのではないのでしょうか。大いなる矛盾である事は明らかで、この件についても 98 条検査権の主張が後付けの理屈であるという事がわかると思います。

イ 提訴をしてからは町民からの応援の声も沢山いただき、全国の地方議会の不当な扱いをされている少数派議員の方々からも次々とエールをいただきます。その中で、共産党の渡辺久子議員は自身のレポートにて「秘密会の議事は秘密会が行われている最初から最後まで」という認識は間違いだったと認めたものを発行しています。

(3) 滞納者リストについて聞こえてくる情報

ア この滞納者リストの問題が私の一般質問や SNS により顕在化した事で、私の耳に入ってきた情報もありました。2019 年 4 月、湯河原町長選挙の最中、真鶴の駅前の居酒屋で、当時の副町長であった露木高信氏と同町役場の幹部職員である内藤喜文氏、そして数名の湯河原町・真鶴町の町議会議員と当時の真鶴宇賀町長と青木剛副町長、高橋延幸県議会議員とが、たまたま酒の席で同席し、その席で 議員と 議員から、ある方が、次の様に言われたそうです。

「君はあんな奴と付き合っているのか、あいつは滞納しているんだぞ。君も同

じように見られるぞ」

湯河原町の様な小さな町では噂話が伝わって行くのが早く、どこの誰が滞納しているとか、真偽不明な情報が耳に入る事はありませんでしたが、まさか行政側である副町長や幹部職員、議会議員が町民の滞納情報を当たり前の様に共有し、軽々しく酒の席で話しているとは思いませんでした。

イ 情報提供して下さった方は同様の事を職場上司からも言われ、人の交友関係について横から色々と口を挟まれた事に憤慨し、横浜地方検察庁小田原支部に行き、職員に話をしたのだが、事件化は難しいと言われて引き下がったそうです。その方は、「自分が出来なかった湯河原町の問題解決を土屋さんが代わりに敵を討ってくれている様だ、頑張ってもらいたい。」と仰っていました。

この様に、秘密会といえども滞納者の個人情報を守られているとは到底言い難い状況なのは明らかで、滞納者リストが共有され、そのリストが回収されていない事で、実際に被害に合っている方がいるのだという事がわかり、ここで負けるわけにはいかない、と思う様になりました。

7、 私の意見

(1) 私は、手順を踏んで問題提起をしてきました

被告側は、私が一般質問ではなく秘密会の中で問題提起するべきだったという様な主張をされていますが、大変心外です。私はこの問題に関しては一般質問で突然提起したわけではなく、これまでの経緯を追って頂いている通り、まずは委員会で発言し、その後は正副委員長にも個別に面談をしてこの様な状態がおかしいということを経度も発言させていただきました。

町長や副町長、懲罰を出した議員の多くは、今までやってきた事を認め、過ちを正し改善することができないがため、私を懲罰することで口封じを図ったのであって、その様な事をする方々に秘密会で問題提起をしたとしても、その事自体をまた「秘密」とされて終わるだけです。それでは全くもって問題解決にはなりません。湯河原町民の為に働くべき人達が、建前やプライドを保つためにこの様な無茶苦茶な主張をしていることに悲しみと落胆の気持ちでいっぱいです。

(2) 「98条議決」などという主張は絵空事です

委員会での発言でも、正副委員長との面談でも、一般質問や懲罰問題に係る話し合いでも、98条検査権の話は一切出てきたことはなく、町役場の職員も議員も98条の検査権を行使しているとは思っていないはずです。

もし、98条検査権が付与されているという認識を行政も議会側ももっているのであれば、なぜ最初に私が法的問題はないのかという問いかけに対して誰も98条検査権の話を持ち出さなかったのでしょうか。元役場職員の方も「98条検査権が付与されていたなんて初耳だ」と裁判資料を見て皮肉に漏らしておりました。

(3) 回収されていない滞納者リストの現状が心配です

私は今現在でも非常に気になっている事があります。滞納者リストを回収していないという事が「秘密」と決められてしまった為、未だ議員に配布された滞納者リストが、その後どの様になっているのか知るすべがないのです。

町民の滞納情報という最も守らなければならない個人情報がかったリストが、その後回収されたのか、されていないのか、過去10年に亘り配布されていたリストに関しても「秘密会の内容だから」という事で口に出すこともタブーになっています。

私が懲罰を受け、問題の本質がうやむやになってしまった事で、町民の個人情報が守られていないのではないのかという私の問題提起は、過去の部分に関しては闇に葬られてしまった状態です。町民の方々に、「滞納者リストはその後どうなっているのか説明をして欲しい」と言われても、私はわからないし、調査もできないし、例えわかったとしても説明ができない、という事です。そんな事が許されて良いのでしょうか。

(4) 最後にひとこと

懲罰を受け、問題がうやむやにされ、その問題に関して議論する事もままならない、こんな状態では、私が議員になった意味はありません。今まで沢山の仕打ちを受けてきましたが、私が一番悔しいのは、議員としての仕事ができている事ではない事です。私に対する懲罰処分に根拠がないことが明らかになれば、「滞納者リストの現在」を解明する仕事はタブーではなくなります。

その日が一日も早く来てほしいと、願っています。

以上